

“指導対象か否かが事前に分かります”

自院の平均点の開示請求が可能に

問い合わせは九州厚生局長崎事務所へ

これまで一切公表されなかつた自院の平均点を知ることができるようになりました。厚労省は6月に事務連絡「保険医療機関等の診療科別平均点一覧表」を地方厚生局などに

発出し、「各医療機関より平均点数の開示を求められた場合は、開設者又は管理者からの申し出があつた場合に限り、本人であることを確認した上で回答することは差し支えない」としてホーム

ページ上で各都道府県の診療科別平均点数を公表しています。

平均点数が高いことは「悪」ではありませんが、自院が指導の対象か否かを知ることは、大いに意義があることです。なお、公

表されたのは点数だけであります。厚労省による集計方法は非公開のままであります。手続きは以下のとおりです。

- 自院の「名称・住所・医療機関コード」、開設管理者の「氏名・生年月日・出身大学・医籍番号（医師免許証に記載）または保険医登録番号（保険医登録証に記載）を口頭で伝達

- いつたん電話を切り、後刻改めて電話で開示 ←

平成29年度 長崎県診療科別平均点一覧表

類型区分	県平均点	県平均点の110%
病院	一般病院	48,138
	精神病院	36,398
類型区分	県平均点	県平均点の120%
診療所		
内科（人工透析有）	5,134	6,160.8
内科（人工透析以外・その他）	1,311	1,573.2
内科（人工透析以外・在宅）	1,530	1,836.0
精神・神経科	886	1,063.2
小児科	901	1,081.2
外科	1,439	1,726.8
整形外科	1,226	1,471.2
皮膚科	599	718.8
泌尿器科	982	1,178.4
産婦人科	867	1,040.4
眼科	786	943.2
耳鼻咽喉科	702	842.4
診療所計		
医科総計		
歯科	1,218	1,461.6

個人情報なので開示請求者である医師・歯科医師本人でないと開示できません。すでに実際に開示請求した先生もいます。当然ですが、開示請求に対するペナルティ等はいつさいありませんのでご安心ください。

自院の平均点数が、上記一覧表にある該当する

診療科右端の点数よりも高ければ高点数、低ければ指導対象外と一定判断できます。

この制度は全保険医療機関が対象です。保険医の権利として認められた

ものでの大いに行使しましょう。

【連絡先】九州厚生局長
【電話】095-1801-4201